

第56号議案関係資料

## 学校教育事業の取扱いについて

平成15年10月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

(46) 学校教育事業

###

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	奨学資金貸付制度		x					B	
2	就学援助事業							B	
3	遠距離通学費補助事業					x		B	
4	公立幼稚園の管理運営		x		x		x	B	
5	公立幼稚園保育料減免制度		x		x		x	B	
6	公立幼稚園児の送迎	x	x		x		x	A	
7	高校生等通学補助	x	x		x	x	x	C	
8	学校クーラーの設置							A	
9	教職員住宅管理事業							B	
10	私立幼稚園就園奨励費補助事業			x				B	
11	校区の弾力化							B	
12	特認校児童送迎事業	x	x	x	x	x		C	
13	活性化促進就学助成金	x	x	x		x	x	C	
14	学校評議員制度		x	x	x			B	
15	複式学級講師補助	x	x	x		x	x	C	
16	国際交流教育の推進事業			x				B	
17	個性あふれる学校づくり推進事業							B	
18	障害児教育の推進(小・中工事)							B	
19	預かり保育事業		x		x	x	x	B	
20	中学校選手遠征費補助金							B	

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21	学校給食の管理運営事業							B	
22	給食費							B	
23	教育相談の充実		x					B	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は x 印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A: 現行どおり、B: 一元化、C: 廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

## (46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 奨学資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 高等学校等に在学するもの (中等教育学校の後期課程・高等専門学校 1～3年生まで・盲、聾、養護学校の高等部・専修学校の高等課程)</li> <li>・貸与月額 国公立 18,000円 私 立 30,000円</li> <li>・基金総額 250,000千円(平成14年度末)</li> </ul>	該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 高等学校・専修学校・各種学校及び大学・大学院に在学する者</li> <li>・貸与月額 高等学校 13,000円以内 大学等 30,000円以内</li> <li>・基金総額 30,631,599円(平成14年度末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 高等学校・大学(短期大学を含む)、 高等専門学校及び専修学校(学校教育法に規定する学校)に在学する者</li> <li>・貸与月額 高等学校 15,000円 短期大学、高等専門学校及び専修学校 22,500円 大 学 30,000円</li> <li>・基金総額 30,000千円(平成14年度末) (主管課は教育委員会総務課、資金は財団法人の基金を運用)</li> </ul>

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 高等学校・高等専門学校又は大学、短期大学、専修学校に在学する者</li> <li>・貸与月額 高等学校、高等専門学校、専修学校高等部 10,000円以内 専修学校専門課程、一般課程、短期大学、大学 20,000円以内</li> <li>・基金総額 6,629,792円(平成14年度末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 高等学校・高等専門学校又は大学(短期大学を含む)に在学する者</li> <li>・貸与月額 町内高等学校 10,000円 町外高等学校 20,000円 高等専門学校又は大学 25,000円</li> <li>・基金総額 27,659千円(平成14年度末)</li> </ul>	<p>奨学金貸与対象者、貸与額等が異なる。 喜入町は、財団法人喜入町加根又育英会が実施。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、桜島町、松元町、郡山町が合併する日の前日までに貸与を決定した奨学生については、正規の修業期間を終了するまでの間、現行どおりとする。</p> <p>桜島町、松元町及び郡山町の基金条例は合併の前日までに廃止し、現金については合併時に鹿児島市の一般会計の歳入に繰り入れ、貸付金については債権として引き継ぐものとする。</p> <p>喜入町は合併する日の前日までに制度を財団法人加根又育英会に引き継ぐものとする。</p>

## (46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
2 就学援助事業	<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・4～5月</p> <p>認定基準・・・生活保護基準額を基に世帯ごとの目安となる基準額を設定</p> <p>支給項目            学用品費等            新入学学用品費            修学旅行費            学校給食費            医療費            .....            校外活動費(泊あり)            体育実技用具費            通学費</p>	<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・在校生 2月            新入生 4月</p> <p>認定基準・・・国の認定基準に基づく(前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者等)</p> <p>支給項目            学用品費等            新入学学用品費            修学旅行費            学校給食費            医療費            .....</p>	<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・在校生 3月            新入生 4月</p> <p>認定基準・・・国の認定基準に基づく(前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者等)</p> <p>支給項目            学用品費等            新入学学用品費            修学旅行費            学校給食費            医療費            .....</p>	<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・在校生 3月            新入生 4月</p> <p>認定基準・・・生活保護基準額を基に世帯ごとに設定</p> <p>支給項目            学用品費等            新入学学用品費            修学旅行費            学校給食費            医療費            .....</p>

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・4～5月</p> <p>認定基準・・・国の認定基準に基づく (前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者等)</p> <p>支給項目 学用品費等 新入学学用品費 修学旅行費 学校給食費 医療費 .....</p>	<p>制度・・・児童・生徒の学校教育において経済的に困窮している保護者に学校での費用の一部を援助する</p> <p>申請時期・・・在校生 3月 新入生 4月</p> <p>認定基準・・・国の認定基準に基づく (前年度又は当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者等)</p> <p>支給項目 学用品費等 新入学学用品費 修学旅行費 学校給食費 医療費 .....</p>	<p>申請時期、認定基準、支給項目等が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

## (46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
3 遠距離通学費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 市立小・中学校に校区内から通学し、交通機関を利用している児童生徒の保護者 児童 片道4km以上 生徒 片道6km以上 51人</li> <li>・補助額 1カ月当たりの通学定期券の購入費(学期内に1月に満たない期間があるときは、1月通学定期券と登校すべき日数に利用した交通期間の旅客運賃のいずれか低い額)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 町内に在住する児童・生徒で遠距離を通学する者 児童 片道4km以上 生徒 片道6km以上 206人</li> <li>・補助額 バス利用者 194人 年額 24,000円 自転車利用者 12人 購入費 30,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 児童・生徒については赤水・高免地域から通学する者 児童 片道4km以上、 生徒 片道6km以上 95人</li> <li>・補助額 児童22人 通学定期券から1,240円 の個人負担額を控除した額 生徒15人 通学定期券から1,450円 の個人負担額を控除した額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 町内に在住し、学校までの通学距離が片道4km以上あり、通学費を負担している保護者 227人</li> <li>・補助額 鉄道利用者 212人 6月通学定期券×2回 自転車利用者 6月通学定期券相当額×2回</li> </ul>
4 公立幼稚園の管理運営	1設立 昭和53年4月1日 2園数 2園(宮川、皆与志) 3学級数 2 4園児数 宮川14人、皆与志18人 5教職員 教諭2人	該当なし。	1設立 昭和48年4月1日 2園数 1園(桜峰) 3学級数 3 4園児数 60人 5教職員 教諭4人、園長1人	該当なし。

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 町立小学校へ通学し、交通機関を利用している者 児童 片道4km以上 28人 身体に障害がある児童 片道2km以上 14年度対象者なし</li> <li>・補助額 1カ月当たりの通学定期券の購入額の65%以内とし、予算の範囲内とする。ただし、通学定期購入額から補助金を引いた額が1,000円を超えた場合は、その超える額を加算支給することができる。</li> <li>(自転車通学) 自転車の点検を公費で行っている。 手数料 150円×46台 自転車の保険を公費でかけている。 保険料 450円×35台</li> </ul>	補助対象者及び補助額が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、学校統合により創設された喜入町の補助事業については、当分の間、継続する。
1設 立 昭和32年4月1日 2園 数 1園(松元) 3学級数 5 4園児数 140人 5職 員 教諭6人、園長1人	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。	桜島町、松元町の幼稚園については、合併時に鹿児島市の幼稚園として引き継ぐものとする。



## (46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
5 公立幼稚園保育料減免制度	<p>生活保護世帯・市民税非課税世帯 ...保育料額全額免除</p> <p>所得割額 5,000円未満の世帯 ...保育料額の3分の2(47,200円) 減額</p> <p>所得割額10,000円未満の世帯 ...保育料額の2分の1(35,400円) 減額</p> <p>(鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に 関する規則 昭和53年4月1日)</p>	該当なし。	<p>生活保護世帯・町民税非課税世帯 ...20,000円減額</p> <p>所得割が非課税世帯 ...20,000円減額</p> <p>(国の幼稚園就園奨励費補助金の国庫 補助限度額の基準)</p>	該当なし。
6 公立幼稚園児の送迎	該当なし。	該当なし。	送迎 町営定期バス料金を全額補助 定期バスに送迎人(臨時)が 乗り込んで送迎	該当なし。

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
生活保護世帯・町民税非課税世帯 ...20,000円減額  所得割が非課税世帯 ...20,000円減額  ( 国の幼稚園就園奨励費補助金の国庫 補助限度額の基準 )	該当なし。	減免基準が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
送迎 マイカー 2台で送迎 (運転手は嘱託) H8.4.5 購入 H11.1.7購入	該当なし。	桜島町及び松元町のみ。	桜島町のバス料金補助制度については、合併する年度の翌年度に廃止する。ただし、合併する年度に制度の適用を受けている者については、卒園時まで継続するものとする。送迎人については現行どおりとする。 松元町の送迎バスについては存続させるが、運営方法等については合併時までに調整する。

## (46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
7 高校生等通学補助	該当なし。	該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 桜島町に住民登録をし居住している者で、町営バス及び町営フェリ-で通学している高校生・大学生等</li> <li>・補助金 バス・フェリ-利用者 通学定期個人負担額 4,120円を超える金額を補助する。(月額) (14年度決算額 2,042千円)</li> </ul>	該当なし。
8 学校クーラーの設置	設置室 図書室、保健室、コンピュータ室、校長室、音楽室、職員室、事務室、主事室、理科実験室、家庭科調理室、視聴覚室(中・高)、教育相談室(中・高)活動火山対策特別措置法(国庫補助)に基づき設置。	設置室 パソコン室  単独費で設置(一部「公立学校施設整備費国庫補助要項」に基づき補助事業で設置)	設置室 全教室  活動火山対策特別措置法(国庫補助)に基づき設置	設置室 図書室、保健室、パソコン室(中学校)小学校は年次計画で実施中  単独費で設置(一部「公立学校施設整備費国庫補助要項」に基づき補助事業で設置)

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については段階的調整を行うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。  (調整内容) 補助金の額については、 ・合併する年度の翌年度は、バス及びフェリーの通学定期料金の合計額から当該通学定期の最低料金の合計額を差し引いた額の3/4の金額とする。 ・合併する年度の翌々年度は、バス及びフェリーの通学定期料金の合計額から当該通学定期の最低料金の合計額を差し引いた額の2/4の金額とする。 ・合併する年度から起算して3年度を経過した年度は、バス及びフェリーの通学定期料金の合計額から当該通学定期の最低料金の合計額を差し引いた額の1/4の金額とする。
設置室 パソコン室、保健室  単独費で設置	設置室 パソコン室、保健室  単独費で設置	整備方針が異なる。  鹿児島市及び桜島町は、活動火山対策特別措置法による国庫補助を受けて整備を実施しているが、その他の町は同法が適用されていないため、合併後の国庫補助の適用範囲について国の動向を調査する。	現行どおりとする。 (ただし、活動火山対策特別措置法の適用の動向を見極めながら調整する。)

## (46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
9 教職員住宅管理事業	1 入居資格 教職員住宅が設置されている学校に在職する教職員 2 管理規則等 鹿児島市教職員住宅管理要領 3 設置状況 計 8戸	1 入居資格 町立小・中学校に勤務する者。ただし特別の事情がある時はその限りではない。 2 管理規則等 吉田町教職員住宅管理規程 3 設置状況 計 22戸  共済住宅償還金残高(14年度末) 23,524,733円	1 入居資格 原則として町立幼・小・中学校に勤務する者 2 管理規則等 桜島町教職員住宅管理規程 3 設置状況 計 34戸  共済住宅償還金残高(14年度末) 22,280,642円	1 入居資格 町立小・中学校に勤務する者又は町長が認める者 2 管理規則等 特に定めていない。管理は町企画課 3 設置状況 計 23戸
10 私立幼稚園就園奨励費補助事業	・14年度予算(補助金のみ) 489,657千円(7,319人) 交付方法 4月～9月、10月～3月分を年2回に分けて園の設置者に交付。 途中入退園者に対する交付額 入園料の有無を勘案し、それぞれ月割り計算額を交付。  私立63園	・14年度予算(補助金のみ) 10,338千円 (142人:13年度実績) 交付方法 一年分を一括して園の設置者に交付 途中入退園者に対する交付額 入園料の有無を勘案し、それぞれ月割り計算額を交付。  私立2園	該当なし。	・14年度予算(補助金のみ) 6,646千円(80人) 交付方法 4月～9月、10月～3月分を年2回に分けて園の設置者に交付。 途中入退園者に対する交付額 入園料の有無を勘案し、それぞれ月割り計算額を交付。  私立1園
11 校区の弾力化	鹿児島市指定学校変更事務取扱要領により平成10年度から弾力化を実施。	特に基準は設けていない。個々のケースにより判断する。	特に基準は設けていない。個々のケースにより判断する。	特に基準は設けていない。個々のケースにより判断する。

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
1 入居資格 町内の小・中学校に勤務し、教育 長が認めた者 2 管理規則等 特に定めていない 維持管理は町総務課管財係 3 設置状況 計 15戸  共済住宅償還金残高(14年度末) 47,689,013円	1 入居資格 町立の小・中に勤務し公立学校共 済組合員の資格を有する者 郡山町教育長 管理者(町長)が認めた者 2 管理規則等 郡山町教職員住宅管理規則 3 設置状況 計 18戸  共済住宅償還金残高(14年度末) 33,143,014円	設置状況、管理運営方法等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の職員住宅建設に 係る公立学校共済組合に対する債務については、合併 時に鹿児島市に引き継ぐものとする。
・14年度予算(補助金のみ) 1,349千円(13人) 交付方法 年1回・園の設置者に交付。 年内に交付予定。 途中入退園者に対する交付額 保育料の月割り計算額を交付。 14年度から事業を開始。	・14年度予算(補助金のみ) 5,000千円(79人) 交付方法 年1回2月に交付 途中入退園者に対する交付額 入園料の有無を勘案し、 それぞれ月割り計算額を交付。  私立1園	交付方法等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統 合する。 合併する年度は現行どおりとする。
特に基準は設けていない。 個々のケースにより判断する。	特に基準は設けていない。 個々のケースにより判断する。	5町には、指定学校変更基準がない。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## (46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
12 特認校児童送迎事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
13 活性化促進就学助成金	該当なし。	該当なし。	該当なし。	児童数の少ない小学校の校区に転入、転居した児童、未就学児に対する助成。 対象校 ... 児童数120人未満 助成金 ... 1人 100,000円 年間予算額 ... 2,000千円 事業開始 ... 平成7年度 目的... 児童数の維持、増加を期し、教育振興を図る。
14 学校評議員制度	保護者や住民等を把握しこれを学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりを推進するため、校長の求めに応じて意見を述べる学校評議員を設置  1 開始年度 平成15年度から2年間、協力校として実施 2 実施校 小8校、中4校、高1校 3 会議開催回数 原則として個人聴取とする 4 任期 1年 5 謝金等なし	該当なし。	該当なし。	該当なし。 (開始年度検討中)

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	花尾小の児童減少対策として、郡山小学校区の児童が花尾小に通学。 その児童の送迎を実施。 平成14年度転入学児童 1人 公用車使用326,000円(賃金) 平成15年度 2人 タクシー委託料612,000円	郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。ただし、合併の日の前日までに制度の適用を受けている児童については、卒業時まで継続する。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	合併時に廃止する。ただし、合併の日の前日までに喜入町地域の当該小学校区に転入・転居した者については、現行どおりとする。(合併後も、喜入町地域の当該小学校区に居住し、当該小学校に入学することが条件となる。)
保護者や住民等を把握しこれを学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりを推進するため、校長の求めに応じて意見を述べる学校評議員を設置  1 開始年度 平成14年度 2 実施校 小4校、中1校 3 会議開催回数 各学校学期1回(年3回) 4 任期 委嘱の日から該当年度の末日まで 5 謝金等 1回につき3,000円	保護者や住民等を把握しこれを学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりを推進するため、校長の求めに応じて意見を述べる学校評議員を設置  1 開始年度 平成14年度 2 実施校 小3校、中1校 3 会議開催回数 各学校学期1回(年3回) 4 任期 1年 5 謝金等 1人年間10,000円	設置状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。



## (46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
15 複式学級講師補助	該当なし。 参考 複式学級を有する学校 小学校：東桜島(1) 黒神(3) 錫山(2) 中学校：黒神(1)	該当なし。 参考 複式学級を有する学校 小学校：本城(2)	該当なし。	複式学級のある学校に対して、特別講師を委嘱して、複式教育の充実を図る。 参考 2,500円×2人×100時間=50万円  複式学級を有する学校 小学校：一倉(2)
16 国際交流教育の推進事業	ALT10人 予算54,577千円	ALT1人 予算5,077千円	該当なし。	ALT1人 予算5,071千円
17 個性あふれる学校づくり推進事業	各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額20,005千円(15年度予算)	各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額484千円(15年度予算)	各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額93千円(15年度予算) ただし、報償費のみ	各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額750千円(15年度予算) ただし、校外学習の交通費補助のみ。 地域人材活用事業で、総合の時間の講師謝礼を計上。

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。 参考 複式学級を有する学校 小学校：花尾(1)	喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
ALT1人 予算4,992千円	ALT1人 予算4,476千円	雇用状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額1,500千円(15年度予算)	各学校の総合的な学習の時間の経費負担 総額235千円(15年度予算) ただし、バス借り上げ料と運転手賃金のみ	経費負担の費目等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## (46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
18 障害児教育の推進(小・中 工事)	特殊学級の整備 1 和室 (小:46/46校, 中:25/26校) 温水シャワー(43/46校, 5/22校) 手洗い場(45/45校, 26/26校) 調理台(0/45校, 13/26校) 2 予算 29,155千円(14年度)	特殊学級の整備 1 和室 (小:1/3校, 中:0/1校) 温水シャワー(0/3校, 0/1校) 手洗い場(1/3校, 0/1校) 調理台(0/3校, 0/1校) 2 予算 0千円(14年度)	特殊学級の整備 1 和室 (小:1/2校, 中:1/1校) 温水シャワー(0/2校, 0/1校) 手洗い場(1/2校, 1/1校) 調理台(0/2校, 0/1校) 2 予算 0千円(14年度)	特殊学級の整備 1 和室 (小:3/3校, 中:1/1校) 温水シャワー(1/3校, 0/1校) 手洗い場(1/3校, 0/1校) 調理台(0/3校, 0/1校) 2 予算 0千円(14年度)
19 預かり保育事業	私立幼稚園協会に対する助成事業の中で実施。長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園に対して補助。(預かり保育園児1人1日当たり248円)	該当なし。	保育時間終了後、預かり保育を希望する園児を対象。 臨時職員1人 1,222千円 保護者負担なし	該当なし。
20 中学校選手遠征費補助金	1 対象事業 中体連が主催する九州・全国大会 2 対象経費及び補助率 交通費、宿泊費の2分の1	1 対象事業 中体連が主催する九州・全国大会 2 対象経費及び補助率 旅費(宿泊費を含む)、食費(昼食)など実費額中 (1)全国大会・・・3分の2を補助 (2)九州大会・・・2分の1を補助	1 対象事業 県代表として出場する九州・全国大会 2 対象経費及び補助率 交通費・宿泊費等実費額中 (1)中学校体育連盟主催の 全国・九州大会・・・全額を補助 (2)その他の大会・・・2分の1を補助	1 対象事業 県内大会(要綱に基づく大会のみ)、九州大会及び全国大会 2 対象経費及び補助率 交通費、宿泊費、食費及び大会参加負担金 (1)地区及び県大会50%以内 (2)九州・全国大会90%以内

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
特殊学級の整備 1 和室 (小:3 / 3校, 中:1 / 1校) 温水シャワー(1 / 3校, 0 / 1校) 手洗い場(3 / 3校, 1 / 1校) 調理台(0 / 3校, 0 / 1校) 2 予算 2,700千円(14年度) 階段昇降車1台整備済み	特殊学級の整備 1 和室 (小:0 / 1校, 中:0 / 0校) 温水シャワー(0 / 1校, 0 / 0校) 手洗い場(0 / 1校, 0 / 0校) 調理台(0 / 1校, 0 / 0校) 2 予算 0千円(14年度)	整備状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	実施状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、桜島町の預かり保育事業については現行どおりとする。
1 対象事業 中体連が主催する九州・全国大会 2 対象経費及び補助率 交通費、宿泊費及び昼食費の 2分の1	1 対象事業 各種対外競技 (地区、県、九州、全国大会等) 2 対象経費及び補助率 事業計画書、収支予算書をもって 審査し、補助金額を決定する。	対象事業、補助率等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。



(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
すべてセンター校 1 学校数等 5校(1場) 2 雇用形態(調理員) 町臨時職員、パートタイマー 3 委託状況 配送、回収	すべてセンター校 1 学校数等 4校(1場) 2 雇用形態(調理員) 町職員、町公共施設管理公社 職員 3 委託状況 調理、配送、回収、洗浄の一部	学校給食の運営形態及び調理員の雇用形態が異なる。	桜島町は、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の共同調理場は、合併時にそれぞれ鹿児島市の学校給食センターとして引き継ぐものとし、鹿児島市と同一の管理運営とすることを基本に合併する年度の翌年度までに調整する。
全校センター方式につき、学校給食センターの食材料費により算定し、各校すべて同額である。      1 小学校 210円 2 中学校 250円	全校センター方式につき、学校給食センターの食材料費により算定し、各校すべて同額である。      1 小学校 210円63銭 2 中学校 248円38銭	給食費が異なる。	給食費の積算方法については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## (46) 学校教育事業

教育専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
23 教育相談の充実	1 教育相談室相談員 相談員 5人 報酬額 月額127,300円 2 市独自のスクールカウンセラー 相談員 8人 報酬額 月額127,300円 3 適応指導教室 設置 2校 相談員 2人 4 相談員への研修 月1回実施	該当なし。	相談員2人(年1回開催,谷山病院医師1人、他町中学校教諭1人) 報酬額:時給5000円,3000円×5時間 該当なし。  該当なし。  該当なし。	相談員1人 (社会教育指導員兼務) 該当なし。  該当なし。  該当なし。

(様式2) その2

(46) 学校教育事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
「社会教育指導員」として4人を中央公民館に配置、業務内容の一部で教育相談やスクールカウンセラーなども行っているが社会教育が中心。	相談員2人	相談員の配置および報酬額が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	スクールカウンセラーの配置、旅費、勤務形態が異なる。	
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	